理　　由

第１　本件処分請求の内容等

公安調査庁長官の本件処分請求に係る処分の内容及び請求の原因となる事実の要旨は別添１－１「更新請求書」記載のとおりであり、同長官提出に係る証拠書類等の目録は別添１－２「証拠書類一覧表（公安調査庁）」記載のとおりである。

第２　被請求団体の意見

被請求団体の意見の要旨は、①法に規定する観察処分は憲法第13条、第14条、第20条、第31条、第35条等に違反している、②法第５条第１項各号の該当性の判断に際しては具体的現実的危険性が必要とされるべきである、③法第５条第１項各号に掲げる事項には該当せず、引き続き活動状況を継続して明らかにする必要も存しない、④平成12年１月28日付け当委員会決定（以下「本件観察処分決定」という。）に基づく観察処分（以下「本件観察処分」という。）の対象とされた団体は既に存在しない、あるいは、「ひかりの輪」は被請求団体には含まれない、などというものであり、被請求団体提出に係る証拠書類等の目録は別添２「証拠書類一覧表（被請求団体）」のとおりである。

第３　当委員会における審査の概要

当委員会は、法に規定する規制措置が国民の基本的人権に直接関わるものであることを念頭に置き、本件処分請求に係る処分要件の存否について特に慎重に認定し、判断するよう努めた。

そして、被請求団体に十分な防御の機会を与えるため、法の予定しているところではないが、当委員会の裁量により、公安調査庁長官提出に係る①更新請求書、②証拠書類等目録、証明すべき事実との関係を明らかにした書面等、③証拠の全部（別添１－２記載の証拠書類等計704点）を被請求団体に開示することとし、被請求団体代理人弁護士前田裕司ほか１名に対し、上記①及び②並びに③のうち別添１－２記載の証拠書類番号１、46、81、300、338、424、517、566の各写しを交付するとともに、③の残りの証拠書類等について閲覧の機会を与えた。その上で、法第26条第３項の規定に基づき被請求団体の意見を陳述した書面を提出させるとともに、これも法の予定しているところではないが、平成27年１月14日、被請求団体から口頭による陳述を聴取した。

その後、当委員会は、可及的速やかに審査を遂げ、本決定に至ったものである。

第４　当委員会の認定

１　被請求団体の現況

当委員会は、平成15年１月23日付けの期間更新決定（以下「第一回の期間更新決定」という。）、平成18年１月23日付けの期間更新決定（以下「第二回の期間更新決定」という。）及び平成21年１月23日付けの期間更新決定（以下「第三回の期間更新決定」という。）を受けた本件観察処分決定に係る被請求団体を、平成24年１月23日付けで、３年間、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を更新する旨の決定（以下「第四回の期間更新決定」という。）をし、この決定は、同月30日、官報で公示され、同年２月１日、期間が更新された。

被請求団体は、本件観察処分決定後、「宗教団体・アレフ」の名称を用いる集団をその中心として活動していたところ、第一回の期間更新決定後、その名称を「宗教団体アーレフ」に変更する旨発表した。

そして、第二回の期間更新決定後、被請求団体の内部で、上祐史浩（以下「上祐」という。）を中心とする一部の構成員が「宗教団体アーレフ」を名乗る集団（以下「アーレフ」という。）とは異なる集団として、「ひかりの輪」の名称を用いて活動するようになり、一方、「アーレフ」は、その名称を「Aleph」に変更し、被請求団体は、第三回の期間更新決定時及び第四回の期間更新決定時には、「Aleph」の名称を用いる集団（以下「Aleph」という。）と「ひかりの輪」の名称を用いる集団（以下「ひかりの輪」という。）を中心として活動していた。

「Aleph」は、第四回の期間更新決定後も、その基本的性質に変化はなく、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）に対する絶対的帰依を明示的に強調して活動しているものと認められる。

一方、「ひかりの輪」は、松本やオウム真理教との関係を否定し、外部監査組織による監査制度や、松本やオウム真理教に対する批判活動等の松本やオウム真理教からの脱却を示す種々の施策を講じるなどしている旨主張する。

しかしながら、①「ひかりの輪」で中心的に活動する上祐らは、その設立の前後に、その目的等について、組織維持のため組織を二つに分けるべきだなどとする松本の言動や後記２⑷（第４号該当性について）で述べるようなタントラ・ヴァジラヤーナに関する松本の言動等を引用しつつ、観察処分を免れて、松本の意思を実現するためである旨を繰り返し述べていたことなどの事実関係を前提としてこれまでに当委員会が認定してきたとおり、そもそも、「ひかりの輪」は、松本に対して帰依し、松本の説くオウム真理教の教義に従う者によって、観察処分を免れ、松本の意思を実現することを目的として組織されたものであり、第三回の期間更新決定及び第四回の期間更新決定の各時点においても、いまだ、松本及び同人の説くオウム真理教の教義を共通の基盤としつつ、被請求団体の重要な一部を構成していたこと、その後も、②表面上は松本やオウム真理教との関係を否定しつつも、実質的には松本や同人の説くオウム真理教の教義に絶対的に帰依することを説いていること、③松本自身がオウム真理教の特色であると説く修行体系とほぼ同様の修行体系を維持していること、④オウム真理教における位階制度を前提とした組織構造が維持されていること、⑤「ひかりの輪」の構成員の半数以上が、いわゆる「地下鉄サリン事件」以前からの構成員で占められていることに加え、⑥松本と関わりがある仏画の掲示に関し、公安調査庁による立入検査前後で異なる取扱いをし、あるいは、実際の取扱いとは異なる対外的な説明をしている状況がうかがわれるほか、松本及びシヴァ神が形を変えた存在と位置付けていたことがある大黒天について、一旦は、崇拝の対象とはしないとしてその写真等を廃棄するなどとしながら、その後、大黒天は、「シヴァ神が反省・改心した姿」であるとしてその写真等を祭壇等に掲示するようになり、さらに、現時点では、「社会と『ひかりの輪』との融和の障害になる」とし、これらを廃棄するに至るなど、その都度説明内容を変えながら、利用・廃棄を繰り返しているなど、観察処分の更新を回避することに殊更腐心する意図もうかがわれるところであり、「ひかりの輪」が講じているとする種々の施策は、過去の過ちに対する真摯な反省に基づき、被請求団体の在り方自体を変化させていくものとして実施されたものであるとの評価には至らないことなどからすれば、依然として、被請求団体の重要な一部を構成しているものと認められる。

２　被請求団体の法第５条第１項各号該当の有無

⑴　第１号該当性について

松本が、いわゆる「松本サリン事件」及び「地下鉄サリン事件」（以下、両事件を併せて「両サリン事件」という。）の首謀者であることは、当委員会が本件観察処分決定、第一回ないし第四回の期間更新決定（以下、これらの決定を併せて「これまでの決定」という。）において重ねて認定してきたとおりである。

また、松本が、下記のとおり、被請求団体の活動に影響力を有していることが認められるので、被請求団体には、法第５条第１項第１号に該当する事由がある。

ア　法第５条第１項第１号の、「影響力を有している」とは、特定の者の言動が、団体の活動の方向性を左右する力あるいは内容に変化を生じさせる力を有していることをいうものと解されるところ、両サリン事件当時から第四回の期間更新決定時に至るまで、松本が、被請求団体の活動に影響力を有していたことは、これまでの決定において当委員会が認定したとおりである。